平成２９年（フ）第９３４号
京都市南区久世中久世町３丁目96番地６、前住所滋賀県大津市仰木の里東２丁目12番１号
債務者　奥　　幹夫
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２６号
京都府亀岡市大井町並河２丁目３番４号　ライズマンション503号
債務者　郡　　松江
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２９年（フ）第３６号
京都府福知山市字堀504番地の２　芦田ハイツ202号
債務者　植田　京子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２９年（フ）第７６５号
大阪府羽曳野市誉田６丁目８番３号
債務者　井田　綾香
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７１号
堺市中区八田寺町281番地１　第３岩見マンション102号
債務者　小林　惠子（旧姓熊取谷）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８０６号
大阪府富田林市楠町４番３―310号
債務者　大森　茂樹
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月14日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
北海道岩見沢市大和２条２丁目13番地１　エレメンツ大和105号室
債務者　岡川　博江
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第５５号
北海道室蘭市東町４丁目１番２―508号室蘭東町第１住宅
債務者　川畑　美智（旧姓藤原・山口）
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
北海道中川郡幕別町緑町５番地の19　新緑町西団地１―20
債務者　小林　　誠
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２９年（フ）第２６８号
岩手県紫波郡矢巾町大字高田第13地割225番地１　コーポ中村15号
債務者　菊池　秀子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６５号
新潟県新発田市御幸町２丁目12番７号
債務者　山口　健一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第６６号
新潟県阿賀野市安野町１番８号　ハイツ新生安野町103号
債務者　寺西　　慎
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第３８２６号
大阪市平野区長吉長原東３丁目８番18―110号
債務者　山田　隆司
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５１号
大阪市西成区山王１丁目６番27号
債務者　西村　清士
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８５４号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目12番14号
債務者　坂上　淳子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８６５号
大阪市東淀川区淡路１丁目６番11号グリーンコーポ島田４Ｂ
債務者　奥野　陽子
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３８７３号
大阪府東大阪市島之内１丁目６番４―304号
債務者　今井　千春
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部